

政令第八十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年九月六日とする。